水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	添加物	650	5,630
	病原微生物	1,200	
	成分規格等	320	
	放射線照射	60	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,550	18,650
	残留農薬	4,400	
	添加物	1,950	
	病原微生物	3,800	
	成分規格等	4,950	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,200	17,050
	残留農薬	9,750	
	添加物	550	
	病原微生物	1,400	
	成分規格等	350	
	カビ毒	2,300	
	遺伝子組換え食品	400	
	放射線照射	100	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	600	20,900
	残留農薬	6,800	
	添加物	4,800	
	病原微生物	1,900	
	成分規格等	3,500	
	カビ毒	2,550	
	遺伝子組換え食品	300	
	放射線照射	450	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,100	6,150
	添加物	3,200	
	成分規格等	900	
	カビ毒	950	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	100	2,020
	添加物	1,100	
	成分規格等	650	
	カビ毒	170	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,800	1,800
検査強化食品分※3	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、病原微生物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射、ＳＲＭ除去	10,000	10,000
総計（延数）※2			97,500

※１検査項目の例
- 抗菌性物質等：抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- 残留農薬：有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- 添加物：保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- 病原微生物：腸管出血性大腸菌Ｏ26、Ｏ103、Ｏ104、Ｏ111、Ｏ121、Ｏ145及びＯ157、リステリア・モノサイトゲネス等
- 成分規格等（病原微生物を除く。）：成分規格で定められている項目（細菌数、大腸菌群、放射性物質等）、貝毒（下痢性貝毒、麻痺性貝毒）等
- カビ毒：アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- 遺伝子組換え食品：安全性未審査遺伝子組換え食品等
- 放射線照射：放射線照射の有無

※２検査件数は、食品群別又は検査項目別の延検査件数の概数を示したもの。

※３輸入時の法違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

別表第２

	輸入時における危害要因等（代表的な事例）	事前の確認事項	定期的確認事項（初回輸入時を含む。）	輸送及び保管時の確認事項
食品等一般（共通事項）	・有害、有毒物質の含有 ・腐敗、変敗及び不潔・異物の混入	・原材料の受入れ、製造・加工行程等における有害、有毒物質等の混入防止対策	・定期的な試験検査による有害、有毒物質等の確認	・事故・不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと ・塩蔵等の食品等を長期間屋外に保管することがないこと ・倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと